

太陽 ASG マネジメントリポート

今回のテーマ： 2008年度自民党・公明党税制改正大綱

2007年12月13日政府与党から公表された2008年度税制改正大綱の概要は、つぎのとおりです。

1 中小企業の事業承継税制

中小企業である非上場会社の経営者である被相続人から、事業承継相続人がその非上場会社の株式などを相続などで取得して経営していく場合、非上場会社の議決権株式等の課税価格の「80%」に対応する相続税の納税が「猶予」されます。

2009年度税制改正で創設され、2008年10月1日以後の相続などに遡って適用される予定です。

議決権株式等の制限	納税猶予対象は発行済議決権株式の総数等の2/3が上限
事業承継相続人の要件	相続などにより、同族関係者と合計でその非上場会社の発行済株式等の過半数を保有し、同族関係者間で筆頭株主となること
被相続人の要件	同族関係者と合計でその非上場会社の発行済株式等の過半数を所有し、事業承継相続人を除外した同族関係者間で筆頭株主であったこと

事業承継相続人が、相続税の法定申告期限から5年の間に、代表者でなくなる等、事業を継続していないと認められる場合は、猶予税額全額の納税義務が発生します。利子税も課税されます。

5年経過後も、事業承継相続人が承継株式を譲渡等した場合は、猶予税額のうち譲渡等株式に対応する税額の納税義務が発生します。利子税も課税されます。

2 証券・金融税制

項目	2008年12月まで	2009年1月～2010年12月	2011年1月以降
上場株式等の譲渡益	10%課税	年間譲渡所得500万円以下の部分 10%課税 上記以外 20%課税	20%課税
上場株式等の配当所得	10%課税・総合課税の選択可（大口株主を除く）	申告分離課税と総合課税の選択可	
		申告分離課税の場合 年間配当所得100万円以下の部分 10%課税 上記以外 20%課税	申告分離課税の場合 20%課税

※ 10% = 所得税 7% + 住民税 3%。20% = 所得税 15% + 住民税 5%

2009年以降は、その年および前年以前3年間の上場株式等の譲渡損失と、上場株式等の配当所得との損益通算が可能になります。

3 社団法人・財団法人の税制

2008年12月1日の公益認定法および一般社団・財団法の施行に伴い、法人税等の課税対象事業の範囲も改正されます。特定公益増進法人の範囲に公益認定社団・財団が追加され、公益法人等へ財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例対象法人に公益認定社団・財団および非営利一般社団・財団が追加されるなどの改正もあります。

お見逃しなく！

税制改正は国会の承認により成立しますが、2008年度は民主党も税制改正大綱を公表しており、その成立内容は予断を許さない状況となっています。